

## ❀ 2歳未満の乳幼児に対するもえるごみ専用指定袋交付事業について ❀

生坂村では子育て支援事業として、2歳未満の乳幼児を養育している保護者の方に紙おむつの排出に使用するもえるごみ専用指定袋の一部を交付します。交付を希望される場合は、次のとおり申請をしてください。



### 1. 申請の対象者

令和2年4月1日以降、生坂村に住民登録のある2歳未満の乳幼児を養育している同一世帯の保護者

### 2. 交付の内容

乳幼児1人につき、指定袋（中サイズ／容量30リットル）を年齢に応じて交付します。

- ❀ 1歳未満は100枚
- ❀ 1歳以上2歳未満は50枚

### 3. 申請の手続きと引換方法

- (1) この申請は乳幼児1人につき、出生から2歳未満までの間で1回限りです。  
申請期限は、2歳に到達する日の前日までです。
- (2) 一般廃棄物処理手数料減免申請書（様式第6号）と同意書（様式第6号の2）を記入・押印のうえ、役場住民課へ提出してください。  
※ 申請書類は住民課窓口で用意しているほか、村ホームページからダウンロードできます。
- (3) 他の市区町村に出生届を提出された方には、後日、対象者へご案内します。
- (4) 申請書類を住民課で審査後、申請者へ一般廃棄物処理手数料減免（承認・不承認）通知書及びごみ袋引換証を郵送します。  
※ 生後2歳未満の乳幼児が2人以上いる場合は、乳幼児ごとにごみ袋引換証を発行します。
- (5) 引換の際は、ごみ袋引換証と指定袋を入れるマイバックを持参し、役場住民課にご来庁ください。
- (6) 引換の有効期限は次年度の4月末までです。※代理の方による引換も可能です
- (7) 指定袋の紛失、滅失、盗難等に対して、村はその責を負いません。

お問い合わせ先

生坂村役場 住民課 生活環境係 電話 0263-69-3113（直通）